

第 1 6 8 回国会（臨時）国会で成立した新法の概要

	旧 法	新 法
	用途を限定した上で、必要額を積み上げ方式で支給 全 壊 最大 300 万円 生活関係経費 最大 100 万円 居住関係経費 最大 200 万円 大規模半壊 最大 100 万円 居住関係経費 最大 100 万円 半 壊（大規模半壊以外） 支給なし	住宅の再建の態様等に応じて定額（渡し切り）方式で支給 以下の と の合計額（定額） 全 壊 100 万円 敷地被害により住宅の解体に至った世帯を支援対象に追加（大規模半壊は50万円） + 住宅を建設・購入する世帯 200 万円 住宅を補修する世帯 100 万円 住宅を賃借する世帯 50 万円 例：全壊で住宅を建設・購入する世帯 合計 300 万円（定額） 半 壊（大規模半壊以外） 支給なし
(1) 対象世帯 支給限度額		
(2) 対象経費	- 家財購入費、引越し代 - 住宅の解体撤去費、整地費、ローン利子等	（用途の限定なし）
(3) 支給要件	年収：500 万円以下 （なお、世帯主が 45 歳以上の世帯については、700 万円以下。世帯主が 60 歳以上の世帯又は要援護世帯については、800 万円以下。）	年齢・年収要件撤廃
(4) 国の補助	国の補助割合：2 分の 1	国の補助割合：2 分の 1
(5) 適用等		特定 4 災害（ ）について、特例として、改正法公布後に申請する被災者については、改正後の制度での申請をすることができる。 （ ）平成 19 年能登半島地震 平成 19 年新潟県中越沖地震 平成 19 年台風第 11 号及び前線による災害 平成 19 年台風第 12 号による災害

<被災者生活再建支援法 与党・民主党合意の概要>

	現 行	与党案	民主党案	与党・民主党合意
(1) 対象世帯 支給限度額	用途を限定した上で、必要額を積み上げ方式で支給 全 壊 最大 300万円 生活関係経費 最大 100万円 居住関係経費 最大 200万円 大規模半壊 最大 100万円 居住関係経費 最大 100万円 半 壊（大規模半壊以外） 支給なし	住宅の再建の態様等に応じて定額（渡し切り）方式で支給 以下の と の合計額（定額） 全 壊 100万円 敷地被害により住宅の解体に至った世帯を支援対象に追加（大規模半壊は50万円） + 住宅を建設・購入する世帯 200万円 住宅を補修する世帯 100万円 住宅を賃借する世帯 50万円 例：全壊で住宅を建設・購入する世帯 合計300万円（定額） 半 壊（大規模半壊以外） 支給なし	用途を限定した上で、必要額を積み上げ方式で支給（と考えられる） 全 壊 最大 500万円 大規模半壊 最大 200万円 半 壊（大規模半壊以外） 最大 100万円	住宅の再建の態様等に応じて定額（渡し切り）方式で支給 以下の と の合計額（定額） 全 壊 100万円 敷地被害により住宅の解体に至った世帯を支援対象に追加（大規模半壊は50万円） + 住宅を建設・購入する世帯 200万円 住宅を補修する世帯 100万円 住宅を賃借する世帯 50万円 例：全壊で住宅を建設・購入する世帯 合計300万円（定額） 半 壊（大規模半壊以外） 支給なし
	○家財購入費、引越し代 ○解体撤去費、整地費、ローン利子等	（用途の限定なし）	○現行の対象経費に、住宅の建築費、購入費又は補修費を加える。	（用途の限定なし）
	年収：500万円以下 （世帯主が45歳以上の世帯については、700万円以下。世帯主が60歳以上の世帯又は要援護世帯については、800万円以下。）	年収：800万円以下 （年齢要件の撤廃）	年収：800万円以下 （年齢要件の撤廃）	年齢・年収要件撤廃
	国の補助割合：2分の1	国の補助割合：2分の1	国の補助割合：3分の2	国の補助割合：2分の1
(5)適用等		遡及適用なし 復興基金による同等措置	平成19年1月1日以後の自然災害に遡及適用	特定4災害（ ）について、特例として、改正法公布後に申請する被災者については、改正後の制度での申請をすることができる。 （ ）平成19年能登半島地震 平成19年新潟県中越沖地震 平成19年台風第11号及び前線による災害 平成19年台風第12号による災害